

第一章 地元主体の震災復興と地方分権改革

第一節 震災から一〇年間の県政

一 貝原県政期・後期（平成六（一九九四）年十一月―平成十三年七月）

震災発生直後

の県の対応

平成七年一月十七日午前五時四六分、阪神・淡路大震災が発生した。震災が発生した当時の兵庫県知事は貝原俊民かいはらとしなみだった。貝原は震災の日から一〇〇日間、県庁に泊まり込み、被災者救済をはじめとする震災対応の陣頭指揮を執った。また、二一世紀を見据えた「創造的復興」を掲げ、地元主体の震災復興を推進した。平成十三年に貝原が退任すると、「創造的復興」は後任の井戸敏三いどとしぞうに引き継がれた。井戸は「参画と協働」を基本姿勢とし、「県民の参画と協働の推進に関する条例」の制定や兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の創設に取り組んだ。以下、震災から一〇年間の県政の基調を述べる。

最初に、震災発生直後の県の対応について触れておく。震災発生後、最初に県庁に到着した県幹部は、六時五〇分頃に登庁した芦尾長司あしおちやうじ副知事だった。芦尾は被害が甚大かつ広範囲に及ぶとの判断から、七時に災害対策基本法に基づく「兵庫県災害対策本部」を設置した。その直後、神戸市中央区の知事公舎で被災し



写真3 兵庫県災害対策本部会議

た貝原知事と電話が通じ、災害対策本部の設置と被災状況が把握できない旨の報告を行った。貝原は災害対策本部会議の招集と情報収集を指示し、職員の手で県庁に向かった。だが、信号機の停電や道路の陥没、道路上の障害物のため到着に時間を要し、八時二〇分頃に登庁した。

八時三〇分、第一回災害対策本部会議が県庁本庁舎の庁議室で開かれた。本庁舎は停電・断水しており、庁議室の窓ガラスは割れ、寒風を防ぐためカーテンがガムテープで留められたため室内は暗く、非常灯だけが灯っていた。このときの会議に出席できたのは、本部長となる県幹部二一人中、貝原、芦尾をはじめとする五人のみであった。貝原は「なすべきことの多さに比べて、

担当すべき職員がおらず、緊急対策が全く動いていない状態にあることを痛感せざるを得なかった。まさに、兵庫県庁アンコントロールなのである」と当時の心境を語っている（『大震災一〇〇日の記録』（第二章第一節の「被災直後の兵庫県庁の活動」参照）。

災害対策本部設置の前後から、県は被災状況の情報収集に努めていたが、通信回線の途絶や電気設備の故障などにより、震災の全体像を把握することは困難だった。また、災害派遣等にかかる情報交換のために自衛隊との交信を試みていたが、八時一〇分に陸上自衛隊の第三特科連隊（姫路駐屯地）から消防交通安全課に電話があった後は、連絡が全く取れなくなった。一〇時頃、第三特科連隊とようやく二回目の連絡が通じ、県から自衛隊へ災害派遣の要請を行った。この時の状況について、県の記録には「防災係長の「状況は正確



写真4 被災地を視察する貝原知事

にはつかめないが、大災害がおこっている」との説明に、「この連絡をもって、派遣要請があったことと認識してよいか」と自衛隊が確認し、防災係長が「要請する」旨を回答したものである。防災係長は、ただちに災害対策本部室において知事（本部長）に報告して、「了承を得た」「自衛隊の災害への派遣については、自衛隊法に基づき、災害の状況、派遣の事由、期間、規模（人員等）、派遣区域及び活動内容を明らかにした上で要請することとなっている。この時点では、警察発表の死者数は二二人と災害の全容は不明であったが、災害が広域、甚大であると想定されることから、一刻の猶予も許されない非常時の判断として、極めて白紙委任的な内容の要請となった」と記されている（『阪神・淡路大震災―兵庫県の一カ月の記録』）。

後に、知事の登庁の遅れや自衛隊への災害派遣要請の遅れといった、震災発生時の県の初動対応が報道等で批判の対象となった。貝原は前者については、「指揮官は所在不明になってはならない」というのが、危機管理の鉄則である。関係者は、私が知事公舎にしていることを分かっているのに、連絡がとれないまま、一人で登庁してはならないのであって、批判は当たらない」としつつ、あらゆる危機を想定して二四時間の間直体制を敷いておくことや、危機発生時に知事を含む幹部職員が直ちに登庁できるシステムを持つておくことが必要だったと回想している（『惜福』）。また、後者については、知事の自衛隊への災害派遣要請は自衛隊の出勤準備が整った段階で行われるため、一〇時の派遣要請が時間的に著しく遅かったわけではないとした上で、「現実に行われた派遣要請の内容は、兵庫県側の危機管

理体制の欠陥によって、法令で予定されているような要件を充たさずに、「極めて不完全だった」として、白紙委任的な要請となったことについて反省の弁を述べている（『大地からの警告』）。

屋前には県庁舎の電気が回復するとともに、電話回線も好転するようになり、関係方面との連絡や被害の状況把握が進み始めた。それとともに、被害の大きさが次第に明らかになり、県は、被災者への食料・飲料水・毛布の確保をはじめとする広域的な緊急救援対策を実施した（第二章第一節の「兵庫県における緊急最優先対策の実施」参照）。

応急・震災発生から数日が経過すると、緊急物資の確保や輸送ルートの確保といった緊急対策は軌道復旧対策に乗り始め、県の対応の重点は、避難所生活の改善やがれきの処理、応急仮設住宅の建設、被災者への生活資金対策、中小企業の事業再建のための資金対策といった応急対策の段階に移った。

震災発生翌日の一月十八日、県は災害応急対策を柔軟かつ総合的に推進するため、災害対策本部を「兵庫県南部地震災害対策総合本部」（本部長…知事）に改組した。総合本部には「緊急対策本部」と「災害復旧対策本部」を置き、以後、状況の変化、対策の進展など必要に応じて部の新設、改廃を行った。その後、三月十五日には、震災復興事業をより強力に推進するために「阪神・淡路大震災復興本部」（本部長…知事）を設置した（第二章第一節の「被災直後の兵庫県庁の活動」及び第三章第二節一の「復興推進体制の整備」参照）。

復旧を円滑に進めるためには、国や他の自治体との連携が不可欠だった。一月十九日、村山富市首相が土井たか子衆議院議長とともに被災地を視察した際、貝原俊民知事は政府に対する緊急要望を提出するとともに、国・県・市町が一体となって事態に迅速に対応できるよう「現地対策本部」の設置を申し入れた。同日、



写真5 現地視察に訪れた村山富市首相への緊急要望
(平成7年1月19日)

政府は内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置し、首相の帰京を待って初会合を開いた。災害対策基本法に規定のある「緊急災害対策本部」ではなく、法律に基づかない「緊急対策本部」としたのは、緊急災害対策本部の設置には災害緊急事態の布告が必要だったことに加えて、緊急災害対策本部の本部員には関係省庁の官僚を充てることになっており、政府が一体となって震災対策に取り組むには不十分と判断したためであった(阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成七年十二月、災害対策基本法の改正が行われた。これにより、災害緊急事態の布告がなくても緊急災害対策本部を設置できるようにするとともに、組織が強化され全閣僚が同本部の本部員となった)。また、翌二十日には小里貞利^{おざとさとし}北海道・沖縄開

発庁長官の職を解き、同氏を新たに兵庫県南部地震対策担当大臣に任命した。さらに、二十一日には貝原から申入れのあった「現地対策本部」の設置を決定し、翌二十二日に兵庫県公館に開設した(本部長・久野統一郎^{くのとういちろう}国土政務次官)。

現地対策本部の設置を受けて、一月二十三日より国の現地対策本部長及び地元^{地元}の県、市町の本部長等で構成される「現地連絡会議」が開催された。ここで議題となったのが、がれきの処理である。阪神・淡路大震災では全壊して解体の必要の無い家屋だけではなく、半壊ないし居住不応とされ解体の必要な家屋が多数発生した。県は他の被災各市町とともに、民間所有建物の解体・処理に対する人的・財政的支援を国に働きかけた。一月二十八日、政府はこれまで公費の対象とならなかった半壊家屋などの解体も含め、個人や中小企業の全壊、



写真6 急ピッチで建設が進む応急仮設住宅(人と防災未来センター提供)

半壊家屋等の解体・撤去は全て公費で行うこと、国がその費用の二分の一を補助し、残りの二分の一の自治体負担分についても財政負担の軽減を図ること、自衛隊ががれきの処理に積極的に協力することを決定した。これ以降、がれきの処理は急速に進展した。

また、避難所生活が長期化する中、避難住民の間には応急仮設住宅への入居を望む声が強まっていた。しかし、災害救助法の運用では応急仮設住宅は「住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資金では住宅を得ることができない者」に対して提供することが原則であり、仮設住宅の建設や入居には厳しい制約があった。貝原は制度上の制約を特別基準で乗り切る決意を固め、小里大臣の了解を取り付けた。一月三十一日、県は「原則として今回の震災で家を失くされ入居を希望する方々全員に応急仮設住宅を提供する」との方針を決定し、三月末までに三万戸を完成させることを目標とした。その後、二月九日には政府に一万戸の追加要請をし、即日了承を得た。プレハブ系メーカーの月産能力は一万戸程度で、目標達成は危ぶまれたが、三月後半以降、連日突貫工事が続けられ、三月末には所期の目標どおり三万戸の仮設住宅が竣工した。その後も仮設住宅の建設は続けられ、八月十一日には四万八三〇〇戸全てが完成した(第二章第一節の「災害救助法の適用と救助の実施」参照)。

復興へ 一月二十九日、震災対策を審議するため、臨時県議会が招集された。貝原俊民知事は震災の被害の模様
状況と緊急対策の進捗状況を報告した後、「我々は今、荒廃した街角から、この災害で支払った大



写真7 臨時県議会での黙祷（平成7年1月29日）

災地の人々の再建への苦闘のなかからしか湧き上がってはこない」というのが、貝原の基本認識だった（『震災一〇〇日の記録』）。

二月十五日、政府は復興対策全般にわたって専門的な角度から内閣総理大臣に意見を述べる機関として、元国土事務次官の下河辺淳（東京海上研究所理事長）を委員長とする「阪神・淡路復興委員会」（以下、復興委員会）を設置した。委員には、貝原や笹山幸俊神戸市長も加わった。また、二月二十四日には「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」に基づき、復興政策の総合調整を行う機関として、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部長とする「阪神・淡路復興対策本部」（以下、復興対策本部）を総理府に設置した（第三章第二節一の「復興推進体制の整備」参照）。

きな代償をかみしめつつ、復旧と再生に立ち上がろうといたしております」
「今回の災害の教訓を生かし、災害に強い町、高齢者や障害者が安心して暮らせる町、近隣で助け合う町、都市と農山漁村が手をつなぐ町、あるいは世界に開かれたまちづくりを進め、国内外に誇り得る二一世紀の都市づくりを行うことこそ、今回亡くなられた方の尊い犠牲に報いる道であろうと存じます」と述べ、復興に向けての決意を表明した。

復興の進め方については、「復興院」のような新機関の設立を唱える向きもあつたが、貝原は、地元が復興の主体となり、国がそれを支援するよきな体制を取るよう政府に要請した。「復興の根源的なエネルギーは、被



写真8 神戸市で開催された阪神・淡路復興委員会第3回会合(平成7年2月28日)(神戸新聞社提供)

府各省庁にはいわゆる「焼け太り」について極めて強い拒否反応があって、委員会はその壁を乗り越えることができなかった」「結果として、量的な予算はともかく、新しい制度の創設など質的な復興への支援は極めて困難であったといえよう。ただ、それでもなお被災地は、粘り強く「創造的復興」を目指して努力してきたことはいまでもない」と述べている(『兵庫県知事の阪神・淡路大震災』)。

七月、復興委員会は県及び神戸市が策定した復興一〇カ年計画について審議を行い、これに対する意見書を政府に提出した。これを踏まえて、復興対策本部は「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定した。県は復興委員会の「意見」及び復興対策本部の「取組方針」を踏まえ、七月三十一日「阪神・淡路震災復興計画」(ひょうごフェニックス計画)を策定し、八月四日に公表した。また、阪神・淡路震災復興計画

復興委員会は二月十六日から十月三十日まで計一四回開催され、三回の意見及び一回の提言を内閣総理大臣に提出した。復興委員会の議論を主導した下河辺委員長は、貝原と同じく、復興計画の立案は地元自治体に委ね、政府がそれをバックアップすべきという考えを持っていた。貝原は「下河辺さんは、被災地がかねてから持っている将来ビジョンを復興の基本方針とすべきだという意見だったから、復興対策の計画決定、実行は極めて着実に実施されていった」と回想している(『惜福』)。一方、震災前の水準までの復旧については政府が全面的に支援するが、それ以上の復興については地元負担で行うべきというのが政府関係者の認識だった。貝原は「政

とは別に、特に短期間のうちに計画的に取り組む事業を明らかにする必要がある産業・インフラ・住宅については、それぞれ緊急三カ年計画を策定した(第三章第二節一の「復興計画の策定」及び「復興計画の概要」参照)。

復興計画の策定に当たって貝原が重視したのが、県民の参加だった。「被災地住民の復興への情熱が大きく結束すれば、実効性の高い復興計画が必ず作成できる。問題は、住民の総意をいかに計画の中に盛り込み、それぞれの自発的な参加を促しながら、切実な要望に応えていく回路をどのように開いていくかにあった」と貝原は回想している(『大震災一〇〇日の記録』)。そのために貝原が提唱したのが、県民からの意見や提言を集約する場としての「復興県民会議」の開催だった。具体的には、産業、住宅、外国人、保健医療福祉の分野別に、県民や関係団体の代表に有識者を加えた復興県民会議を組織した。そのほかにも、県生涯学習審議会や新しい家族と地域のネットワーク会議など、様々な場での復興に向けての検討を行った。こうした場で提案された要望や提言は、復興計画の具体的施策に反映された。さらに、県民から意見を直接聞くために、「ひょうごフェニックス県民フォーラム」を各地で開催した。

また、復興計画は、「単に一月十七日以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」を成し遂げることを基本方針に掲げた。このことについて貝原は、「復興は膨大な資金と人のエネルギーを費やすわけですから、以前と同じまづくりでは真の復興にならないし、震災の教訓を生かしたことはならないのではないか」「創造的復興」とは、従来の経済発展のみを目的とするのではなく、住民の生活全体の質的向上をめざす復興をすることです。そのために、防災はもちろん、医療や福祉、環境について研究や技術開発をし、また、芸術・文化といったソフトパワーを追求して、精神面の質の向上

を図る」と語っている（『地方自治史を掘る』）。創造的復興という言葉には、二一世紀の成熟した社会にふさわしい、全国を先導するようなまちづくりを行いたいという貝原の思いが込められていたのである。

震災後の 貝原県政

ここで、阪神・淡路大震災発生以降の貝原県政の施策を概観しておきたい。環境適合型社会の形成を推進するため、平成七年には環境の保全と創造に関する条例を、九年には環境影響評価に関する条例を制定した。また、平成九年の神戸連続児童殺傷事件を機に、十年度から、公立中学校の二年生全員が、福祉体験、職場体験、地域文化体験など、地域の中で様々な体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を開始した。さらに、平成八年に個人情報保護に関する条例を、十年に県民ボランティア活動の促進等に関する条例を、十一年にまちづくり基本条例をそれぞれ制定した。行財政構造改革にも取り組み、平成十二年には行財政構造改革推進方策を策定した。また、平成十三年には県民局を再編して、一〇県民局体制をスタートさせた。

このほか、平成十年に明石海峡大橋が開通し、十二年には国際園芸・造園博覧会「ジャパンフロラ2000」（淡路花博）が淡路島国際公園都市を主会場に開催された。また、平成十年には神戸市の東部新都心として開発された「H A T 神戸」がまちびらきし、その後、同地にはW H O 健康開発総合研究センター、国際協力事業団兵庫国際センター（現国際協力機構関西センター）、人と防災未来センター、県立美術館、災害医療センター、こころのケアセンターなどが相次いで開設された。

阪神・淡路大震災からの復興を進めるに当たって大きな課題となったのが、被災者への経済支援である。平成三年の雲仙普賢岳噴火災害や平成五年の北海道南西沖地震では、被災者の生活再建・住宅再建に義援金



写真9 阪神・淡路大震災復興基金の設立（平成7年4月）（人と防災未来センター提供）

が大きな役割を果たした。これに対し、阪神・淡路大震災では約一七九三億円の義援金が集まったが、被災者の数も膨大であったため、最終的な義援金の配分額は全壊の場合でも最高五五万円にとどまった。しかも、政府は私有財産制を基本とする我が国の法体系では、税金による「個人補償」は認められないという考え方を取っていた。これに対して、県は被災者の「生活再建」に対する公的支援として、現金給付を認めるよう政府・与党に働きかけた。

ここで活用されたのが、被災者の自立支援と被災地域の復興対策を長期・安定的、機動的に進めるために、平成七年四月に県と神戸市が共同で設立した「阪神・淡路大震災復興基金」（以下、復興基金）であった（第三章第二節二の「復興基金の設置」参照）。県はこの復興基金に積み増しして、復興基金事業として実施することを提案したのである。平成九年一月、政府は「生活再建支援金」の給付制度創設とその財源となる復興基金の三〇〇億円積み増しを認めた。これに基づいて、復興基金は恒久住宅移転後の高齢者の生活復興を支援する「生活再建支援金制度」を創設し、同年四月より受付を開始した。また、同じ年、中高年世帯の恒久住宅への円滑な移行とその自立を支援する「中高年自立支援金制度」も創設し、同年十二月より受付を開始した。

生活再建支援金制度実施の目処が立った後、県はこれを今後の自然災害の被災者にも適用できるように、恒久的な制度化に向けた動きを本格化させた。その内容は、国と都道府県の共同設置による基金を創設し、被

地方の叫び 中央動かす



写真 10 被災者生活再建支援法案の成立
見通しを報じる新聞（神戸新聞
平成 10（1998）年 4 月 22 日）

作家の小田実^{おだまこと}ら被災地の市民運動がもたらした有志議員による「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」（市民立法案）と、新進・民主・太陽の野党三党による「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」（野党三党案）が提出され、継続審議となっていた。そのため、与野党で協議が行われ、与党案を軸に三法案を一本化し、共産党を除く超党派の共同提案とすることで合意が行われた。

平成十年五月、被災者生活再建支援法が議員立法として成立した。その内容は、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その支給額の二分の一を国が補助するというものであった。同法は阪神・淡路大震災の被災者には適用されなかったが、同法の生活支援金に相当する程度の支援措置が講じられるよう求める旨の附帯決議が行われた。この附帯決議の趣旨に沿い、復興基金は生活再建支援金制度と中高年自立支援金制度を拡充・統合した「被災者自立支援金制度」を創設し、同年七月から受付を開始し

災世帯に対して生活再建のための資金を給付するというものであった。県はこれを全国知事会に提案し、平成九年七月の全国知事会議において「地震等自然災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」が採択された。これを受けて、自民・社民・新党さきがけの与党三党の国会議員で構成される「日本を地震から守る国会議員の会」（地震議連）が中心となり、「被災者生活再建支援法案」（与党案）がまとめられた。一方、これに先立って、国会には、

た(第二章第二節三の「被災者生活再建支援法の制定と運用」及び第三章第三節二の「被災者自立支援金の創設」参照)。

二一世紀兵庫 長期ビジョン

次に、この時期の県における長期計画・長期ビジョンの変遷について述べる。平成七年度、兵庫二〇〇一年計画推進委員会(委員長…三木信一^{みきしんいち}神戸商科大学長)は、昭和六十(一九八五)

年に策定した一五カ年の「兵庫二〇〇一年計画」の総合的点検を実施し、残された計画期間内における主要方策を示す誘導指針を取りまとめることを提唱した。これを踏まえて、平成八年十二月、県は平成三年に策定した「一九九〇年代の重点方策」に代わる新たな補完計画として、「兵庫二〇〇一年計画―仕上げの方策―」(以下、仕上げの方策)を策定した。

仕上げの方策は、二一世紀初頭の兵庫県のあるべき方向として、①生活重視社会の構築、②環境適合型社会の形成、③交流社会における新しい都市像の形成、④高度情報通信社会の構築、⑤活力ある成熟社会を先導する「兵庫」づくりの五つの目標を提示した。また、分野別重点方策では、こころ豊かな人づくりなど五つの政策分野ごとに、現況と課題について検討し、兵庫二〇〇一年計画の仕上げに向けた基本方向・主要施策を取りまとめた。さらに、地域別重点方策では、県内七つの地域について各地域の現況と課題を整理し、整備方向・重点方策を示した。

さて、平成九年度から、県は兵庫二〇〇一年計画に代わる新たな長期指針の作成に着手した。まず、平成九年度から十年度には、①二一世紀の大潮流研究会、②二一世紀の主役研究会、③二一世紀の課題群発掘研究会、④新時代にふさわしい計画策定手法研究会の四つの研究会から成る「ひょうご新時代フロンティア研究会群」を設置し、新進気鋭の若手研究者を中心に新しい地域づくりやビジョンのあり方について基礎的な

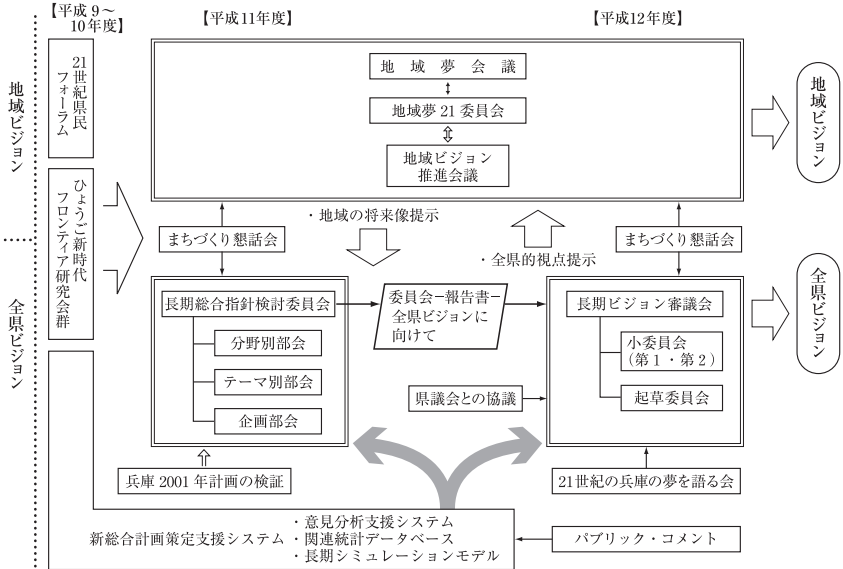


図2 21世紀兵庫長期ビジョン作成の流れ

(『21世紀兵庫長期ビジョン』より引用)

研究を行った。また、平成十年一月から半年間かけて「二一世紀県民フォーラム」を県内全域で計五四回開催し、約一万人の参加を得た。

二年間の準備期間を経て、県は平成十一年度から長期ビジョンの策定に向けて本格的な作業を開始した。その特色は、従来の行政主導型の「計画」ではなく、県民が将来の目標として共有できる「ビジョン」の策定を目指したことにあった。それまでの長期総合計画は、過去のトレンドや計量的な将来予測をもとに、達成すべき目標を掲げ、そのために実施すべき行政施策や事業の総量を示すことに主眼を置いていた。しかし、成長社会から成熟社会への転換を迎えようとする中、このような人口増加と経済成長を前提とする長期総合計画はもはや成り立たない。二一世紀初頭の新たな指針は、多様な主体が地域の将来像を描き、その実現に向けて自ら責任を果たす「ビジョン」でなければならない、というのが長期



写真 11 地域夢会議

ビジョン作成の際の基本的な考え方であった。

そのため、県は「県民主役」「地域主導」の視点のもと、何よりも策定のプロセスを重視した。ここで採用したのが、神戸・阪神・東播磨^{はりま}・西播磨^{たしま}・但馬^{たじま}・丹波・淡路の七つの圏域ごとに、まず「地域ビジョン」を策定し、その過程や成果をもとに全県の視点からの指針である「全県ビジョン」を取りまとめる「地域から積み上げる」方式である。七つの圏域には地域ビジョンづくりの中核的存在として、学識経験者、地域活動の実践者、市町代表等により構成される「地域夢21委員会」を設置した。また、県民が自由に参加して地域のあべき姿や自らの夢を語り、議論する場として「地域夢会議」を開催した。各地で開催された地域夢会議には延べ一万一八九一人が参加し、活発な議論が行われた。地域夢21委員会は地域夢会議の議論を踏まえて、各地域の市町や県議会議員、各種団体等との協議を進め、地域ビジョンを策定した。

また、これと並行して、県は全県ビジョンの策定を進めた。まず、平成十一年六月に長期総合指針検討委員会（委員長…三木信一二世紀ひようご創造協会理事）を設置し、全県ビジョンの骨格案を取りまとめた。これを踏まえて、平成十二年七月、貝原俊民知事は長期ビジョン審議会（会長…小室豊允^{こむろとよゆか}姫路獨協大学学長）に、県の長期ビジョンについて諮問した。長期ビジョン審議会は約半年間の審議の末、平成十二年二月、「兵庫県長期ビジョン―全県ビジョン案―」を答申した。これを受けて、同月、県は「地域ビジョン」と「全県ビ

ジョン」から成る「二一世紀兵庫長期ビジョン―美しい兵庫21―」を策定した。なお、地域ビジョンと全県ビジョンの密接な連携を図るため、長期総合指針検討委員会と長期ビジョン審議会には、地域夢21委員会の代表が委員として参加した。

これらの過程では、県民の参加がこれまでになく重視された。特筆すべきは、長期総合指針検討委員会や長期ビジョン審議会、地域夢21委員会の委員の一部を、県民から公募したことである。また、地域ビジョン、全県ビジョンともに、素案・骨格案と概案が明らかになった段階で、県民に公表して、意見を求めるパブリック・コメントを実施した。さらに、地域夢会議で寄せられた意見を、コンピューターを活用した「意見分析支援システム」で整理・分析し、ビジョンの策定に反映させた。

ここで二一世紀兵庫長期ビジョンの概要を述べておく。前述のとおり、二一世紀兵庫長期ビジョンは、全県ビジョンと地域ビジョンの二つのビジョンから構成されていた。このうち、全県ビジョンは二〇三〇年頃を展望しつつ、本格的な少子・超高齢社会に移行する「二〇一〇～二〇一五年頃」を想定年次とした。また、「兵庫がめざす将来像」として、①創造的市民社会、②環境優先社会、③しごとと活性社会、④多彩な交流社会の四つの社会像を提示した。そして、「自律・共生」「安全・安心」の基本理念の下、これらの社会像を実現することで、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く「美しい兵庫」を目指すことを目標とした。さらに、長期ビジョンの実現に向けた基本姿勢を「参画と協働」とし、「住民・生活者」「団体・NPO・NGO」「企業・事業者」「議会・行政」といった地域に関わる多様な主体が連携するためのしくみづくりの必要性を強調した。

第一章 地元主体の震災復興と地方分権改革

表3 長期ビジョンの変遷

名称	21世紀兵庫長期ビジョン 全県ビジョン	
		2040年への協働戦略
計画期間 (策定年月)	想定年次：2030年頃を展望しつつ、2010～2015年頃（平成13年2月）	想定年次：2040年頃を展望しつつ、2020年頃（平成23年12月）
基本目標 (基調)	自律・共生 安全・安心	創造と共生の舞台・兵庫
基本課題等	(考え方・視点) ○7つの地域ビジョンに基づき、全県的視点から将来像を示す「ビジョン」 ・県民主役 ・地域主導 ・ストックの有効活用 (兵庫県の将来像) ○美しい兵庫21 ・創造的市民社会 ・環境優先社会 ・しごと活性社会 ・多彩な交流社会 (実現に向けた基本姿勢) ・参画と協働	(考え方・視点) ○「兵庫らしい質的な豊かさ」を求めていく視点を重視し、4つの社会像を維持しつつ新たな12の将来像を示す「ビジョン」 (実現に向けた基本姿勢) ○「自立と連帯」「安心と活力」「継承と創造」の3つの考え方のもと、12の将来像に対応した協働シナリオを提案 (地域力指標（フォローアップ指標）の具体化) ○地域の強み・個性を反映した「地域資源数え上げ型指標」や、地域が持つポテンシャルを明らかにする「地域の豊かさを表す指標群」を具体化
構成	・新しいビジョンとは ・兵庫を取り巻く状況 ・めざすべき兵庫像 ・兵庫の将来像の実現方向	・策定の趣旨 ・兵庫の特性と潮流変化 ・めざすべき姿 ・見えてきた課題群 ・これからの兵庫の将来像 ・将来像を実現するための基本戦略 ・着実に実現するための指標のあり方
実施計画	・全県ビジョン推進方策 平成13～17年度 ・全県ビジョン推進方策（第2期）平成18～22年度	・全県ビジョン推進方策（第1期）平成24～28年度 ・全県ビジョン推進方策（第2期）平成29～33年度
策定手続	□ひょうご新時代フロンティア研究会群（4つのテーマ研究会）（H9～10） ●審議会等 □研究機関 ○県民参画 ○市町協議 ◆議会協議 ○研究に基づく公開討論会（H108～109） ○21世紀県民フォーラム（H101～107） □長期総合指針検討委員会（全体委員会、分野別委員会、テーマ別部会、企画部会）（H116～127） ○県民意識調査（H11） ○地域資源調査（H11） ●長期ビジョン審議会（総会、小委員会、起草委員会）（H127～132） ○21世紀兵庫の夢を語る会（H12） ○パブリック・コメント（H12夏、冬） ○まちづくり懇話会（H11～12） ○計画担当部課長会議（H11～12） ◆県議会各会派との政策協議（H127～128、H122～131） ○近隣府県との意見交換（H131） ○有識者ヒアリング、アンケート（H12） ○委員公募（長期総合指針検討委員会、長期ビジョン審議会、地域ビジョン委員） 【地域ビジョン関連（7地域）】 ●地域夢21委員会（H116～133） ○地域夢会議（H118～1212） ○地域ビジョン推進会議（H11～12）	【全県ビジョン関連】 ●長期ビジョン推進委員会（H19.4～22.3） ●長期ビジョン審議会（H22～23） ○時代潮流研究会（H19.4～） ○地域づくりに関わる三百人ヒアリング（H19～22） ○「兵庫みらいフォーラム」（H21～23） ○地域での出前ミニフォーラム（H22） ○子ども県議会参加中学生アンケート（H22.7） ○青年会議所会員への兵庫将来像アンケート（H22.9） ○大学生からの提案募集（H22.10） ○県内高校生からの提案募集（H22.11～22.12） ○パブリックコメント（H23） ○地域づくり懇話会（H22～） ◆県議会での審議・議決（H23.12） 【地域ビジョン関連】 ●地域ビジョン委員会（H21～） ○地域夢会議（H21～23）
分析手法	・新総合計画策定支援システム (意見分析支援システム、関連統計データベース、2030年に至る長期シミュレーションモデル)	・関連統計データベース、将来人口推計、GISによる地域分析

(兵庫県資料を参照して作成)

一方、地域ビジョンは、「楽しいまち・神戸」（神戸）、「阪神市民文化社会の創造」（阪神）、「ひょうごのハーランド」（東播磨）、「一人ひとりの自己実現を大切に、地域でともに生きる」（西播磨）、「コウノトリ翔る郷」（但馬）、「自然・人間・産業の「環」（丹波）、「環境立島「公園島淡路」（淡路）といった形で、各地域の特性を踏まえた個性的な将来像を提示した。

二一世紀兵庫長期ビジョン策定後、県はその実現に向けて具体的なプログラムづくりを開始した。まず、一〇県民局ごとに公募等により選ばれた約一〇〇名の委員から成る「地域ビジョン委員会」等を設置し、「地域ビジョン推進プログラム」を策定した。地域ビジョン推進プログラムは、県民自らの取組を定める「県民行動プログラム」と、県民局が市町等と連携しながら行政としての取組を定める「地域行政推進プログラム」から成り立っていた。

また、平成十三年八月に「全県ビジョン委員会」（委員長：加藤恵正神戸商科大学教授）を設置し、全県ビジョンの実現に向けた取組を示す中間的な指針である五カ年の「全県ビジョン推進方策」を策定した。その後、平成十四年七月には、長期ビジョンの推進に関する総合的な検討を行うため、「長期ビジョン推進委員会」（委員長：加藤恵正神戸商科大学教授）を設置した。なお、全県ビジョン委員会と長期ビジョン推進委員会には、いずれも公募で選ばれた県民が委員として加わった。このほか、長期ビジョンの進捗状況を客観的に確認するために「美しい兵庫指標」を開発した（第五章第一節三の「計画からビジョンへ」参照）。

二 井戸県政期・前期（平成十三年八月―平成十七年七月）

井戸県政 平成十三年五月、貝原俊民知事は任期を一年以上残して、知事の座を辞任する意思を表明した。スタート 「復興への道筋が明らかとなり、県政全体でも総合計画の目標達成にほぼめどが立った」という

のが辞任の理由だった（『貝原俊民 県政十五年』）。これを受けて七月に行われた知事選では、前副知事の井戸敏三が当選した。

井戸は昭和二十年、兵庫県揖保郡新宮町（現たつの市）に生まれた。昭和四十三年、東京大学法学部を卒業し、自治省に入省した。鳥取県、佐賀県、宮城県、静岡県、国土庁土地局、自治省税務局を経て、運輸省航空局飛行場部環境整備課長、自治省行政局選挙部政治資金課長、同大臣官房文書課長、同財政局地方債課長、同大臣官房総務課長、同大臣官房審議官を歴任した。平成八年四月、兵庫副知事に就任し、貝原知事の下、震災からの復旧・復興をはじめとして、生活再建支援金制度の創設をめぐる国との折衝や二一世紀兵庫長期ビジョンの策定など、県政の重要課題に取り組んだ。



写真 12 井戸敏三知事

勢として、生活者の視点に立った成熟社会にふさわしい分権社会を確立すること、県民だれもが元氣、安心、生きがいを実感でき、ふるさとの誇りを持てる二一世紀の新しい兵庫、「美しい兵庫」を実現すること、県民と行政の双方向のコミュニケーションを深め、「参画と協働」の県政を推進することを強調した。また、①阪神・淡路大震災からの本格復興、②経済・

雇用対策の推進としごと活性社会の実現、③安心・安全な社会づくり、④自律・共生の社会づくり、⑤自然と調和した循環型社会づくり、⑥新しいふるさとづくりの六つの基本政策に沿って施策を展開し、長期ビジョンに示された四つの社会像と地域の夢の実現を目指す考えを表明した。

井戸が就任早々取り組んだのが、県民の「参画と協働」を進めるための条例づくりである。ここで当初検討されたのは、地域活動に取り組む県民を「準公職」と位置づける案だった。その後、準公職に代わって、学識経験者や公募委員から成る参画共働推進委員会を設置し、地域づくりの担い手となる個人や団体を認証する案が浮上した。しかし、この案に対しては県議会の一部から難色が示されたため、県議会と協議を重ねながら条例案の見直しを行った。その際、参画共働推進委員会の設置を見送り、担い手の認証を登録制度に変更した。こうして、「県民の参画と協働の推進に関する条例」が平成十四年十二月に成立し、十五年四月に施行された。

同条例は、まず前文で、阪神・淡路大震災において「被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となった」と述べた。また、総則では「県民の参画と協働による地域社会の共同利益の実現」と「県民の参画と協働による県行政の推進」の意義を強調した。その上で、①県民の地域づくり活動に対して県が必要な支援を行うこと、②地域活動に関する情報を県民が登録できる制度を新設すること、③県行政への県民の参画と協働を推進すること、④審議会等の委員を広く県民から公募することなどを定めた。さらに、これらの施策を総合的に講ずるために、知事が「地域づくり活動支援指針」と「県行政参画・協働推進



写真 13 自然災害に対する国民的保障制度を
求める署名運動（神戸新聞社提供）

計画」を定めるものとした（第七章第一節二の「参画と協働を掲げて」「県民の参画と協働の推進に関する条例」参照）。

次に井戸が力を入れたのが、全国的な住宅再建支援制度と県独自の住宅再建共済制度の実現である。ここで貝原県政時代に遡って、住宅再建支援をめぐる県の取組を整理しておきたい。平成七年十月に住宅所有者が地震災害に備えて、被災した後の住宅再建を支援する基金を平時から積み立てる「住宅地震災害共済保険制度」の創設を提唱するなど、阪神・淡路大震災の直後から、県は住宅再建支援のための新制度の創設に取り組んでいた。県は平成八年七月には、全国労働者福祉・共済協会、日本生活協同組合連合会などと

もに「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を設立し、「政府及び国会の下で自然災害被災者の住宅復興を促進するための国家的制度の創設について検討する審議会の設置」を求める署名運動を展開した。運動は大きな盛り上がりを見せ、二五〇〇万人近い署名が集まった。また、平成九年四月には被災一〇市一〇町及び「自然災害に対する国民的保障制度を求める兵庫県民会議」とともに、生活再建支援のための基金制度と住宅再建支援のための共済制度を組み合わせた「総合的国民安心システム」を提唱した。

ところが、その後、住宅再建支援制度の実現は難航した。平成十年五月に成立した被災者生活再建支援法は、支援対象が全壊（相当）のみで、年齢及び収入による制限があった。また、支給限度額は一〇〇万円で、支援金の使途も生活必需品の購入に限定されていた。同法成立後、国会では、超党派の「自然災害から国民

を守る国会議員の会」(災害議連)が数度にわたり住宅再建支援の制度案をまとめたが、法案提出には至らなかった。また、県は平成十三年に共助と公助を組み合わせた新たな共済制度の創設案をまとめ、全国知事会で提案したが、知事会としての合意を図ろうという気運は高まらなかった。

こうした中、全国知事会は平成十五年七月の全国知事会議において「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を採択した。その内容は、都道府県が新たに資金を拠出する形で、公的支援による住宅再建支援制度の創設を国に求めるものだった。兵庫県はこの案を公助部分の先行実施と受け止め、制度の創設を最優先する立場から賛成した。これを受けて、政府は平成十六年の通常国会に「居住安定支援制度」の創設を盛り込んだ被災者生活再建支援法の改正案を提出し、同年三月に改正が実現した。これにより、支援対象はそれまでの全壊(相当)のみから大規模半壊に拡充され、支給額もそれまでの生活関係経費最高一〇〇万円に居住関係経費として最高二〇〇万円が追加された。また、支援金を住宅の解体費用やローン利子などにも使用できるようになった。ただし、財務省が難色を示したことなどから、住宅本体の建築・補修費への支援は見送られた。

このような全国的動きと並行して、平成十五年五月に県は「被災者住宅再建支援制度調査会」(座長…室崎益輝^{よしあき}神戸大学教授)を設置し、住宅再建を目的とした独自の共済制度の検討に着手した。調査会は県民意向調査の結果などを参考にして、平成十七年一月、住宅再建共済制度の創設を提唱する最終報告をまとめた。これを受けて、県は二月の県議会に兵庫県住宅再建共済制度条例案を提出し、可決された。これにより、全国初の住宅再建共済制度(フェニックス共済)が九月一日にスタートした。その内容は、住宅一戸当たり年額五



写真 14 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入を呼びかけるキャンペーン

〇〇〇円の掛け金を負担すれば、自然災害で被災した住宅を再建する際に最大六〇〇万円の給付を受けられるというものであった。

平成十六年八月、『朝日新聞』に「阪神・淡路の教訓 助け合いの仕組み全国で」と題する井戸の論考が掲載された。この中で井戸は被災者生活再建支援法の改正により住宅再建への公的支援の道が開かれたことを「画期的な一歩」と評価しながらも、居住安定支援制度の支援対象に住宅本体の建築費が含まれなかったことを批判し、国の制度創設に合わせて県が建築費を対象とする補完事業を開始したことを紹介した。また「住宅再建は公的支援だけでは限界がある」と述べ、相互扶助の仕組みである共済制度

の創設を改めて提唱した。井戸はこうした共済制度をまず県内だけでもスタートさせることで「兵庫モデル」として世に問い、全国へと広げたい。この制度こそが阪神・淡路大震災の教訓の結晶なのだ」と述べている（『朝日新聞』平成十六年八月三日）。住宅再建共済制度創設の背景には、これを全国制度化の突破口にしたいという井戸の狙いがあったのである（第二章第二節四の「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」参照）。

阪神・淡路大 平成十七年、阪神・淡路大震災から一〇年の節目を迎えた。県は復興過程を検証するために、

震災一〇年 平成十五年八月に各種団体の代表や学識経験者等九八名で構成される「復興一〇年委員会」

（座長…新野幸次郎神戸都市問題研究所理事長）を設置した。復興一〇年委員会は一年半にわたって、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの六分野五四テーマにわたる検証作業を行い、四五九



写真 15 阪神・淡路大震災 10 周年追悼式典（平成 17 年 1 月 17 日）

項目の提言を盛り込んだ最終報告を取りまとめ、平成十七年一月に井戸敏三知事に提出した。また、同年一月十二日から一月十五日には、検証結果から得られた教訓を内外に発信するために、創造的復興フォーラムを神戸国際会議場で開催した（第三章第五節一の「復興の総括検証」参照）。

同年一月十七日には、阪神・淡路大震災一〇周年追悼式典が兵庫県公館と人と防災未来センターで開催された。また、三月に県は「ひょうご安全の日を定める条例」（平成二十九年にひょうご防災減災推進条例に改正）を制定し、一月十七日を「ひょうご安全の日」と定めた。

同年十月には震災復興のシンボルとして、県立芸術文化センター（西宮市）がオープンした。芸術文化センターの芸術監督には指揮者の佐渡裕さど ゆたかが就任し、開館にあわせて同センター専属の兵庫芸術文化センター管弦楽団が創設された。

芸術文化センターの創設に基本構想段階から深く関与したのが、芸術文化センターの芸術顧問に就任した劇作家・評論家の山崎正和やまざき まさかずだった。山崎は昭和五十三年の県立尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）の開設や六十年の県立宝塚北高等学校校演劇科の設立に携わるなど、かねてから県の文化行政に関わっていた。山崎は平成三年には兵庫現代芸術劇場の芸術監督に就任し、芸術文化センターのソフト先行事業として「ひょうご舞台芸術」を企画・制作するなど、ソフト重視の劇場のモデルづくりに取り組んだ。阪神・淡路大震災の発生後、山崎は震災から立ち上がる被災者を勇気づけるのは芸術文化の力であると訴え、震災の五カ月後



写真 16 井戸知事(右)と対談する山崎正和(中央)

には、ナチス・ドイツ制圧下のユダヤ人居住区で、劇団を作り、公演を続ける人々の姿を描いた舞台「GHETTO/ゲットー」を神戸と東京で上演した。井戸知事は「被災地に勇氣と希望を与え、芸術の力によって創造的復興を果たす、そのための一筋の光を灯された功績は計り知れない」「震災からの創造的復興を成し遂げた本県が、「芸術文化立県ひょうご」として花開いているのは、長年にわたる先生の大所高所からのご指導と温かい励ましの賜物に他ならない」と山崎の功績を称えている(『別冊アステイオン それぞれの山崎正和』(第二編第四章第三節三の「芸術文化センター構想」及び第三編第七章第三節一「震災からの文化復興」参照)。

平成十八年の秋には、第六一回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」と第六回全国障害者スポーツ大会「のじぎく兵庫大会」を開催した。兵庫県で国体が開催されるのは五〇年ぶりで、震災時に寄せられた支援に対する感謝の気持ちを込めて「ありがとう」心から・ひょうごから」がスローガンとされた。両大会のマスクットとして生まれた「はばタン」は、平成十九年から県のマスクットに採用された(第七章第四節一「震災復興支援への感謝の気持ちを込めたのじぎく兵庫大会の開催」参照)。

三 政界再編の時代

選挙 県知事

平成十年十月の第一四回知事選挙には、自民党・民主党・自由党・新党平和・社民党・公明が推薦した現職の貝原俊民と、共産党が推薦した原水爆禁止兵庫県協議会事務局長の梶本修史かじもとしゅうしの二人が立

選挙執行年月日	候補者名	得票数	所属党派	備考
平成10年10月25日	貝原俊民	1,230,723	無所属	自民、民主、自由、平和、社民、公明推薦
	梶本修史	452,332	無所属	共産推薦
平成13年7月29日	井戸敏三	1,399,173	無所属	自民、公明、自由、社民、保守、自連推薦
	小室豊允	473,809	無所属	
	鷺田豊明	435,000	無所属	
平成17年7月3日	井戸敏三	1,094,211	無所属	自民、公明、民主、社民推薦
	金田峰生	354,584	無所属	共産推薦

(『兵庫県知事選挙の記録』より作成)

候補した。阪神・淡路大震災後初の知事選で、貝原県政の評価や復興行政のあり方などが争点となった。選挙結果は、貝原が約一二三万票を獲得し四選を果たした。一方、梶本も共産党単独推薦の知事候補としては過去最高の約四五万票を獲得し、県政批判の受け皿となった。投票率は、神戸市内で前回より一〇ポイント以上も上回るなど被災地で上昇し、県全体でも前回を上回る三九・九〇%となったが、四〇%台には届かなかった。

貝原知事が任期途中で辞任したことに伴い、平成十三年七月、第一五回知事選挙が行われた。立候補したのは、自民党・公明党・自由党・社民党・保守党・自由連合が推薦した前副知事の井戸敏三、姫路獨協大学学長の小室豊允、元神戸大学大学院教授の鷺田豊明わしだとよあきの三人だった。井戸は「県政の継承と発展」を掲げ、県内の全市町に後援会をつくるなど徹底した組織戦を展開した。これに対し、小室と鷺田は「県民不在の禪譲劇」と批判し、官僚出身ではなく民間出身の知事誕生を訴えた。選挙結果は、井戸が過去最多の約一四〇万票を獲得し、圧勝した。参議院選挙

とのダブル選挙となったことにより、投票率は大幅に上昇し、戦後四番目の高さの五六・二一%を記録した。平成十七年七月の第一六回知事選挙には、自民党・民主党・公明党・社民党が推薦した現職の井戸敏三と、共産党が推薦した元県議会議員の金田峰生かねだみねおの二人が立候補した。井戸が一期目の実績を背景に住宅再建共済制度の加入率など数値目標を盛り込んだ政策を打ち出したのに対し、金田は井戸県政を「県民に冷たい県政」と批判し、福祉医療制度の拡充や少人数学級の実現を公約に掲げた。選挙結果は井戸が金田を大差で破り、再選を果たした。一方、有権者の関心は低く、投票率は過去最低の三三・三三%にとどまった。

県議会
議員選挙
ここではまず、阪神・淡路大震災に伴う特例措置により、県議会において選挙期日と議員任期の「ずれ」が生じた問題について触れておきたい。平成七年四月には統一地方選挙が予定され

ていたが、一月十七日に阪神・淡路大震災が発生したことにより、県議会、神戸・西宮・芦屋の各市議会、芦屋市長の選挙を行うことが困難になった。そのため、県選挙管理委員会は、神戸・西宮・芦屋各市の選挙管理委員会の意見も聴き、平成七年二月、野中広務のなかひろむ自治大臣に、選挙の執行が可能となる日までの選挙期日の延期並びに在職議員及び市長の任期延長を要望した。これを受けて、同年三月には、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定され、選挙期日は六月十一日に延期された。また、あわせて現職の任期満了日も、その前日の六月十日に延長された。その後、平成十一年の選挙から、選挙期日は統一地方選挙が行われる四月に戻されたが、任期満了日は六月十日のまま変更されなかった。その結果、選挙期日と任期開始日の間に約二カ月間の「ずれ」が発生した。四月の選挙で当選しても、新しい議員や市長は六月十一日まで活動を行うことができなくなったのである。

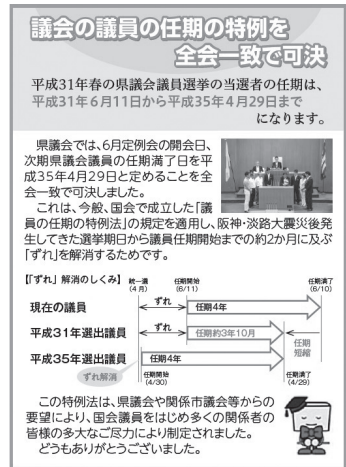


写真 17 議員任期の特例可決を伝える「ひょうご県議会だより」

市議会が連携して要請活動を行った結果、平成二十九年五月に「平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律」が議員立法として成立した。これを受けて、同年六月、県議会では平成三十一年の県議会議員選挙で選ばれる議員の任期満了日を四月二十九日することを議決した。平成三十一年に選出される議員に限って、議員の任期を約二カ月間短縮したのである。これによって、令和五（二〇二三）年の改選時以降は、選挙期日と議員任期の「ずれ」が解消されることになった。なお、同様の議決は、神戸・西宮・芦屋の各市議会でも行われた。

次に、県議会議員選挙の概要について述べる。平成七年六月の県議会議員選挙には、九二議席のところは一四六人が立候補した。但馬・西播磨を中心に一五選挙区で一五人が無投票で当選した。政界再編や震災による情勢の流動化を反映して、無所属の候補者は前回より二二人多い六二人で戦後二番目の多さだった。自

平成二十七年十月、県議会は議会運営委員会に「選挙期日と議員任期のあり方検討会」を設置し、この状況の解消策について検討を開始した。そして、平成二十八年三月には、次回選挙の当選者の議員任期を約三年一〇カ月に短縮する特例法の制定を国に求めることで全会派が合意した。また、神戸・西宮・芦屋の三市議会においても、同様の解消策が全会派または全議員一致で合意された。県議会と三

第一章 地元主体の震災復興と地方分権改革

表5 県議会議員選挙結果（党派別当選人数）

選挙執行年月日	自民	新進	社会	護憲 社会	兵庫 民社	民主	公明	共産	社民	諸派	無 所属	定数
平成7年6月11日	29	1	5	1	1		12	7			36	92
平成11年4月11日	25					10	11	14	2	3	27	92
平成15年4月13日	26					14	12	8	2	4	27	93

（『兵庫県議会議員選挙の記録』より作成）

民党は推薦を含めると四七人が当選し過半数を維持した。一方、社会党は五議席と惨敗し、同党県本部が五月に社民リベラル勢力の結集を目指して結成した政治団体「リベラル近畿ひょうご」は、兵庫民社（一人当選）、連合型無所属（七人当選）を含めても一三議席にとどまった。社会党県本部から分裂した護憲社会は当選一と改選前の三から激減した。共産党は七議席を獲得した。新進党は初の一議席を確保した。公明は立候補者二人が全員当選した。投票率は過去最低の四四・九四％で初めて五〇％を割り込んだ。

平成十一年四月の県議会議員選挙には、九二議席のところは一三五人が立候補した。立候補者数は過去最少で、但馬の全選挙区と播磨地方を中心に一八選挙区で一九人が無投票で当選した。自民党は推薦を含めて当選は四三人で、過半数を割り込んだ。共産党は一四議席と躍進し、県議会での議案提案権を得た。公明党は一人が当選した。結党後、初の統一地方選挙となった民主党は、改選前の一二議席を下回る一〇議席にとどまった。社民党は二議席を獲得した。非自民・非共産の選挙協力の枠組みである「連合・五党協議会」が設立した政治団体「二一世紀をひらく兵庫県政連合」は三人が当選した。投票率は四八・一七％だった。

平成十五年四月の県議会議員選挙には、九三議席のところは一三四人が立候補した。立候補者数は過去最少で、一八選挙区で二一人が無投票で当選した。自民党は推薦を含めて四三人の当選にとどまり、前回に続き過半数に届かなかった。民主党は一四議席に

伸ばした。公明党は立候補者一二人全員が当選した。前回躍進した共産党は八議席と大きく後退した。社民党は二議席を維持した。「二二世紀をひらく兵庫県政連合」は三人が当選した。新社会党は元職一人が返り咲き、推薦の一人も当選した。投票率は過去最低の四四・六〇%を記録した。

衆議院

議員選挙

平成六年、公職選挙法が改正され、衆議院議員の選挙制度は従来の中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に変更された。これに伴い、県内の選挙区はそれまでの五選挙区から一二選挙区に改められた。

制度改正後、初の総選挙となった平成八年十月の第四一回総選挙には、一二選挙区に五四人が立候補した。この選挙では、自民党と新進党の大政党に加えて、民主党、社民党、共産党、新党さきがけなどが候補者を擁立した。自民党は小選挙区では三議席にとどまったが、新人の砂田圭祐（二区）、阪上善秀（六区）と前職の原健三郎（九区）が比例代表で復活当選した。これに対し、新進党は前職六人に加えて元職一人が当選し、七議席を獲得した。衆議院解散翌日に結成された民主党は前職一人、新人四人を擁立したが、議席を獲得することはできなかった。社民党は党首の土井たか子（七区）が一議席を死守した。民主改革連合は前職二人のうち、土肥隆一（三区）が当選した。共産党は小選挙区では全敗したが、元職の藤木洋子（八区）が比例復活した。新党さきがけの前職二人と、新社会党の前職一人は落選した。なお、選挙期間中に一区から立候補していた自民党の戸井田三郎が急死したが、次男の戸井田徹が補充立候補し、初当選した。

平成十二年六月の第四二回総選挙には、一二選挙区に五二人が立候補した。この選挙は、自民党・公明党・保守党の与党三党に、民主党、自由党、共産党、社民党などの野党が挑む構図となった。自民党は前職二人

第一章 地元主体の震災復興と地方分権改革

表6 衆議院議員総選挙結果（党派別当選人数）

選挙執行年月日	自民	新進	民主	公明	社民	民改連	保守	無所属	定数
平成8年10月20日	3	7			1	1			12
平成12年6月25日	3		3	2	1		2	1	12
平成15年11月19日	5		3	2			1	1	12
平成17年9月11日	10			2					12

（『衆議院議員総選挙の記録』より作成）

が落選するなど（一人が比例復活）、三議席にとどまった。公明党と保守党はそれぞれ改選前の二議席を維持した。これに対し、民主党は新人の松本剛明（二一区）が自民党の前職を破るなど、三議席に増やした。自

由党と共産党は小選挙区では敗れたが、比例代表で各一議席復活した。社民党は一議席を維持し、前職の中川智子（六区）と新人の北川れん子（八区）が比例復活した。自由連合と新社会党は議席を獲得できなかった。一二区では無所属で新人の山口壮が初当選を果たした。

平成十五年十一月の第四三回総選挙には、一二選挙区に四〇人が立候補した。この選挙では、自民党・公明党・保守新党の与党三党が連立の継続を訴えたのに対し、選挙直前に自由党と合併した民主党が政権交代を主張し、共産党、社民党も議席増を目指した。自民党は前職の砂田圭祐（一区）が民主党の前職に競り勝つなど、五議席を獲得した。公明党は改選前の二議席を維持し、保守新党も前職の井上喜一（四区）が一議席を保った。これに対し、民主党は新人の市村浩一郎（六区）が初当選するなど三議席を獲得し、泉房穂（二区）、梶原康弘（五区）、室井邦彦（八区）の新人三人と前職一人が比例復活した。共産党は小選挙区で全敗し、比例復活も届かなかった。社民党は小選挙区では議席を失ったが、党首の土井たか子（七区）が比例復活した。九区では無所属で新人の西村康稔が自民党の前職を破った。

平成十七年九月の第四四回総選挙には、一二選挙区に四五人が立候補した。この選

挙は、参議院で郵政民営化法案が否決されたことを受けて行われたもので、「郵政選挙」と呼ばれた。この選挙では自民党・公明党の連立与党が県内の全議席を独占した。自民党は盛山正仁（一区）、関芳弘（三区）、木挽司（六区）の新人三人が民主党の前職を破るなど、立候補者一〇人全員が当選した。公明党も改選前の二議席を維持した。これに対し、民主党は小選挙区で全敗し、比例復活も土肥隆一（三区）、市村浩一郎（六区）、松本剛明（二区）、山口壯（二区）の四人にとどまった。共産党は小選挙区で全敗し、比例復活も届かなかった。三人を擁立した社民党はいずれも落選した。新党日本も議席を獲得できなかった。

参議院議員選挙 平成六年の公職選挙法改正により、兵庫選挙区の定数は六人から四人（半数改選…三人から二人）に変更された。

平成七年七月の第一七回参議院選挙には、二議席のところ七人が立候補した。新進党は前職の石井一二が二期一二年の実績と知名度に加え、公明の支援を得て圧勝した。自民党は衆議院から鞍替えした新人の鴻池祥肇が保守地盤に支えられて当選した。社会党と兵庫民社が推薦した民主改革連合の新人・永江一仁は労組票をまとめきれず、議席を獲得できなかった。共産党の新人・大沢辰美と、護憲社会が推薦した平和・市民の前職・旭堂小南陵も落選した。県内の投票率は、選挙区選挙は三八・二九％、比例代表選挙は三八・二七％で、補欠選挙を除く参議院通常選挙では過去最低だった。

自民党の参議院議員だった河本三郎が衆議院選挙に立候補したことに伴い、平成八年十一月、補欠選挙が行われた。前副知事で自民・新進・民主・社民・さきがけ・民改連の六党が推薦した「明日の日本をひらく兵庫の会」の新人・芦尾長司が接戦の末、共産党の新人・大沢辰美らを破り、初当選した。衆議院選挙の直

第一章 地元主体の震災復興と地方分権改革

表7 参議院議員通常選挙結果（党派別当選人数）

選挙執行年月日	自民	新進	民主	共産	定数
平成7年7月23日	1	1			2
平成10年7月12日			1	1	2
平成13年7月29日	1		1		2
平成16年7月11日	1		1		2

（『参議院議員通常選挙の記録』より作成）

後の選挙で有権者の関心は盛り上がりならず、投票率は二一・一九％で、県内の国政選挙史上最低を記録した。平成十年七月の第一八回参議院選挙には、二議席のところ八人が立候補した。非自民・非共産の選挙協力の枠組みである「連合・五党協議会」の統一候補となった民主党現職の本岡昭次は、支持団体の連合に加え、推薦を受けた公明の支持層も取り込み、圧倒的な強さで四選を果たした。共産党は新人の大沢辰美が参議院選挙四度目の挑戦で初当選した。橋本龍太郎首相の恒久減税をめぐる発言などが焦点となって全国的に自民党が敗北する中、自民党は現職の芦尾長司が落選し、三〇年ぶりに議席を失った。

平成十三年七月の第一九回参議院選挙には、二議席のところ八人が立候補した。自民党は公明党・保守党の推薦を受けた前職の鴻池祥肇が県内全域で支持を集め、トップで再選を果たした。民主党は新人の辻泰弘が連合兵庫を中心とした組織票に加えて、公明党の一部からも支援を受け、初当選した。共産党の新人・平松順子と自由党の新人・室井邦彦は落選した。平成十六年七月の第二〇回参議院選挙には、二議席のところ六人が立候補した。民主党は新人の水岡俊一が連合兵庫の組織票を固めるとともに、無党派層にも支持を広げ、兵庫選挙区では過去最多となる約九一万票でトップ当選を果たした。自民党は県議会議員六期の実績をアピールした新人の末松信介が、公明党の支援も受けて当選し、六年前に失った議席を奪還した。共産党・現職の大沢辰美は二大政党化の流れの中で支持を伸ばせず、議席を失った。